

広島県告示第二百八十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
船越六丁目十七地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

都市・区	安芸郡	海田町	大字	字	地番	標柱番号
広島市 安芸区	安芸郡	海田町	海田市	日浦山	二三二六番	標柱一號
					二三二七番一	標柱二號
六丁目 船越					一五一九番	標柱三號
					一五一四番	標柱四號及び五號
					一五〇七番七	標柱六號